

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
審査資料
(緊急時対策所の機能移行に伴う変更他)

2020年5月22日

関西電力株式会社

(大飯発電所原子炉施設保安規定)

緊急時対策所の機能移行に伴う変更他について

(1) 3, 4号炉緊急時対策所の機能移行に伴う変更について

大飯発電所3, 4号炉の緊急時対策所については、現在運用中の1, 2号炉原子炉補助建屋内に設置している緊急時対策所から、新たに設置する緊急時対策所建屋内に緊急時対策所機能を移行する計画としている。

緊急時対策所機能の移行に伴い、緊急時対策所に関連する設備の名称、運転上の制限、手順等が変更となるため、それに関連する以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・第90条（重大事故等対処設備）
- ・第152条（運転員の確保）
- ・添付2（火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準）
- ・添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）

(2) 3, 4号炉重大事故等対策における操作の想定時間の一部変更について

操作の確実性を高めるため、重大事故等対策における操作のうち送水車を用いる操作の想定時間に対して、移動時間及び作業時間の追加を行う。

当該想定時間の追加に伴い、それに関連する以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）

以上

添付資料

- 1：大飯発電所原子炉施設保安規定 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

補足説明資料

- 1：大飯発電所 緊急時対策所の機能移行に係る原子炉施設保安規定変更概要について
- 2：保安規定第90条における運転上の制限等について
- 3：上流文書（設置変更許可申請書、工事計画認可申請書）から保安規定への記載内容
- 4：緊急時対策所の居住性確保に関する手順等について
- 5：設置許可および火山影響等発生時における電源車の整理について
- 6：火山影響等発生時における緊急時対策所の居住性確保に係る対応及びその成立性について
- 7：緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットのうちよう素フィルタ凍結防止に係る具体的な管理方法について
- 8：屋外の重大事故等対処設備の除雪運用について

大飯発電所原子炉施設保安規定
保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【〇〇関連にて変更】と明示する。

なお、2020年4月1日以降、新検査制度に係る審査基準が施行されており、当該審査基準に適合するための保安規定変更認可申請を2月27日に実施した(審査中)。当該申請において、条文番号、条文名称を変更しているものについては、青字とし、括弧書きで当該申請の変更前の条文番号、条文名称等を記載する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等—保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書)の変更概要を記載する。

なお、上述②の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

補足説明資料

変更内容の詳細事項を説明する。

特に、法令、上流規制等の要求があるものについては、それらと対比し、法令、上流規制等に従った内容であることを示す。

また、必要に応じて、同様の案件に対する先行の既認可事例がある場合、参考として本保安規定との対比により、差異の有無及び理由を示す。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条項に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

(1) 第1編（3号炉及び4号炉）

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条項		変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2 [第2条の3]	関係法令および本規定の遵守	-
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	-
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1911257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	-
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	-
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	-
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	-
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	- -
実用炉規則第92条第1項第4号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任	-
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	-
		第5条	保安に関する職務	-
		第6条	原子力発電安全委員会	-
		第8条	原子力発電安全運営委員会	-
	第9条	原子炉主任技術者の選任	-	
	第10条	原子炉主任技術者の職務等	-	
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第9条	原子炉主任技術者の選任	-
4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	-	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。		第8条	原子力発電安全運営委員会	－	
		第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	－	
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	－	
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。		第8条	原子力発電安全運営委員会	－
		第10条	原子炉主任技術者の職務等	－	
		第10条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	－	
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第136条	所員への保安教育	－	
		第137条	請負会社従業員への保安教育	－	
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第136条	所員への保安教育	－	
		第137条	請負会社従業員への保安教育	－	
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第136条	所員への保安教育	－	
		第137条	請負会社従業員への保安教育	－	
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第137条	請負会社従業員への保安教育	－	
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第136条	所員への保安教育	－	
		第137条	請負会社従業員への保安教育	－	
	実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第13条	運転員等の確保	－
2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。		第13条の2 【新規条文】	運転管理業務 【新規条文】	－	
		第15条	運転管理に関する社内標準の作成	－	
3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。		第16条	引継	－	
4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。		第13条の2 【新規条文】	運転管理業務 【新規条文】	－	
		第17条	原子炉起動前の確認事項	－	
5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。			第18条	火災発生時の体制の整備	－
			第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	－
			第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	－
			第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	－
			第18条の4	資機材等の整備	－
			第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	－
			添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号1.(4)】関連
			添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号1.(1)ハ】関連
			第19条	水質管理	－
		6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第20条	停止余裕	－
7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation. 以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time. 以下「AOT」とい			第21条	臨界ボロン濃度	－
			第22条	減速材温度係数	－
			第23条	制御棒動作機能	－
			第24条	制御棒の挿入限界	－
		第25条	制御棒位置指示	－	
		第26条	炉物理検査	－モード1－	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文	変更有無
う。)が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第27条	炉物理検査 ーモード2ー	ー
	第28条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	ー
	第29条	原子炉熱出力	ー
	第30条	熱流束熱水路係数 ($F_q(Z)$)	ー
	第31条	核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F_{\Delta n}$)	ー
	第32条	軸方向中性子束出力偏差	ー
	第33条	1/4 炉心出力偏差	ー
	第34条	計測および制御設備	ー
	第35条	DNB比	ー
	第36条	1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	ー
	第37条	1次冷却系 ーモード3ー	ー
	第38条	1次冷却系 ーモード4ー	ー
	第39条	1次冷却系 ーモード5（1次冷却系満水）ー	ー
	第40条	1次冷却系 ーモード5（1次冷却系非満水）ー	ー
	第41条	1次冷却系 ーモード6（キャピティ高水位）ー	ー
	第42条	1次冷却系 ーモード6（キャピティ低水位）ー	ー
	第43条	加圧器	ー
	第44条	加圧器安全弁	ー
	第45条	加圧器逃がし弁	ー
	第46条	低温過加圧防護	ー
	第47条	1次冷却材漏えい率	ー
	第48条	蒸気発生器細管漏えい監視	ー
	第49条	余熱除去系への漏えい監視	ー
	第50条	1次冷却材中のよう素131濃度	ー
	第51条	蓄圧タンク	ー
	第52条	非常用炉心冷却系 ーモード1、2および3ー	ー
	第53条	非常用炉心冷却系 ーモード4ー	ー
	第54条	燃料取替用水タンク	ー
	第55条	ほう酸注入タンク	ー
	第56条	原子炉格納容器	ー
	第57条	原子炉格納容器水素再結合装置	ー
	第58条	原子炉格納容器空気循環系	ー
	第59条	アイスコンデンサ	ー
	第60条	アイスコンデンサドア	ー
	第61条	原子炉格納容器内区分隔壁	ー
	第62条	原子炉格納容器再循環ドレン	ー
	第63条	原子炉格納容器真空逃がし系	ー
	第64条	原子炉格納容器スプレイス	ー
	第65条	アニュラス空気浄化系	ー
	第66条	アニュラス	ー
	第67条	主蒸気安全弁	ー
	第68条	主蒸気隔離弁	ー
	第69条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	ー
	第70条	主蒸気逃がし弁	ー
	第71条	補助給水系	ー
	第72条	復水タンク	ー
	第73条	原子炉補機冷却水系	ー
	第74条	原子炉補機冷却海水系	ー

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無	
		第75条	制御用空気系	—	
		第76条	中央制御室非常用循環系	—	
		第77条	安全補機室空気浄化系	—	
		第78条	外部電源（1号炉および2号炉） —モード1、2、3および4—	—	
		第78条の2	外部電源（1号炉および2号炉） —モード5、6および照射済燃料移動中—	—	
		第78条の3	外部電源（3号炉および4号炉）	—	
		第79条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4—	—	
		第80条	ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4以外—	—	
		第81条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	—	
		第82条	非常用直流電源 —モード1、2、3および4—	—	
		第83条	非常用直流電源 —モード5、6および照射済燃料移動中—	—	
		第84条	所内非常用母線 —モード1、2、3および4—	—	
		第85条	所内非常用母線 —モード5、6および照射済燃料移動中—	—	
		第86条	1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—	—	
		第87条	原子炉キャビティ水位	—	
		第88条	原子炉格納容器貫通部 （1号炉および2号炉） —燃料移動中—	—	
		第88条の2	原子炉格納容器貫通部 （3号炉および4号炉）	—	
		第89条	使用済燃料ピットの水位および水温	—	
		第90条	重大事故等対処設備	有	
		第91条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—	
		第91条の2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—	
		8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第92条	運転上の制限の確認	—
		9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第93条	運転上の制限を満足しない場合	—
		10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第95条	運転上の制限に関する記録	—
		11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第13条の2 [新規条文]	運転管理業務 [新規条文]	—
			第96条	異常時の基本的な対応	—
			第97条	異常時の措置	—
第98条	異常収束後の措置		—		
添付1	異常時の運転操作基準 （第97条関連）		—		

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	1 2. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第94条	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	－
		第12条	構成および定義	－
		第19条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	－
実用炉規則第92条第1項第8号二 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第12条の2	原子炉の運転期間	－
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第102条	燃料の取替等	－
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	－	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	－
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	－	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	－
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	－	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	－
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	－	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	－
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	－	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	－
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	－	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	－
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	－
		第8条	原子力発電安全運営委員会	－
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第110条の2 【第110条】	管理区域の設定・解除	－
		添付4	管理区域図（第110条の2および第111条関連） 【…第110条および…】	－
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第111条	管理区域内における区域区分	－
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第112条	管理区域内における特別措置	－
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第113条	管理区域への出入管理	－	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第113条	管理区域への出入管理	－
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第114条	管理区域出入者の遵守事項	－
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	－
		第122条	発電所外への運搬	－
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第115条	保全区域	－
		添付5	保全区域図（第110条関連）	－
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第116条	周辺監視区域	－
10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第123条	請負会社の放射線防護	－	
		第124条	頻度の定義	－
実用炉規則第92条第1項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第106条	放射性液体廃棄物の管理	－
		第107条	放射性気体廃棄物の管理	－
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	－	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	－
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第117条	放射線業務従事者の線量管理等 【線量の評価】	－
		第2条	基本方針	－
	2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable. 以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第110条 【新規条文】	放射線管理に係る基本方針	－
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第118条	床・壁等の除染	－
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第119条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	－
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第121条	管理区域外等への搬出および運搬	－
		第121条	管理区域外等への搬出および運搬	－
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第122条	発電所外への運搬	－
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	－	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	－	
8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第105条の3 【第105条の2】	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	－	
	第109条	頻度の定義	－	
9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第110条の2 【第110条】	管理区域の設定・解除	－	
	第111条	管理区域内における区域区分	－	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無
		第114条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第118条	床・壁等の除染	—
		第121条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号1.(1)ハ】関連
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第108条	放出管理用計測器の管理	—
		第120条	放射線計測器類の管理	—
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—
実用炉規則第92条第1項第13号【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第99条	新燃料の運搬	—
		第100条	新燃料の貯蔵	—
		第103条	使用済燃料の貯蔵	—
		第104条	使用済燃料の運搬	—
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）にすることが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第99条	新燃料の運搬	—
		第104条	使用済燃料の運搬	—
3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとして項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第102条	燃料の取替等	—	
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第105条の2 【第105条】	放射性固体廃棄物の管理	—
		第105条の2 【第105条】	放射性固体廃棄物の管理	—
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第105条の5 【新規条文】	輸入廃棄物の管理 【新規条文】	—
		第105条の2 【第105条】	放射性固体廃棄物の管理	—
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第105条の2 【第105条】	放射性固体廃棄物の管理	—
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第106条	放射性液体廃棄物の管理	—
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第107条	放射性気体廃棄物の管理	—
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第119条の2 【新規条文】	平常時の環境放射線モニタリング 【新規条文】	—
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第2条	基本方針	—
		第105条 【新規条文】	放射性廃棄物管理に係る基本方針 【新規条文】	—
実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講ずべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第109条	頻度の定義	—
		第126条	原子力防災組織	—
		第127条	原子力防災要員	—
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第128条	原子力防災資機材等の整備	—
		第128条	原子力防災資機材等の整備	—
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第129条	通報経路	—
		第131条	通報	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第126条	原子力防災組織	—	
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第132条	原子力防災体制等の発令	—
		第133条	応急措置	—
		第134条	緊急時における活動	—
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 （1）緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 （2）緊急作業についての訓練を受けた者であること。 （3）実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第127条の2	緊急作業従事者の選定	—
		7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第134条の2	緊急作業従事者の線量管理等
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第135条	原子力防災体制の解除	—
9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第130条	原子力防災訓練	—	
実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 （1）発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	—	—	—
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第18条	火災発生時の体制の整備	—
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号1.(4)】関連
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	—
		添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	有

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文	変更有無	
<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事。</p>	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	—	
	① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	有
	② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。	—	—	—
	③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事。	—	—	—
	④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事。	—	—	—
	⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事。	—	—	—
	⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事。	—	—	—
	(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	—	—	—
	イ 重大事故等発生時	—	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正 (R1.10.2) であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	—
	① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	—	—	—
	② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。	—	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正 (R1.10.2) であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	—
	③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。	—	—	—
	ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	—	—	—
	(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年 1 回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用開始に当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)に同じ]	[(1)に同じ]	—
(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備	—	
	第 18 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	—	
	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	—	
	第 18 条の 3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—	
	第 18 条の 4	資機材等の整備	—	
	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	—	
	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	—	
	添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2 および第 18 条の 3 関連）	有	
(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 1. (1)ハ】 関連	
	[(1), (4)に同じ]	[(1), (4)に同じ]	有 (添付 2、添付 3)	

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	—	[特定重大事故対所施設に係る審査基準改正（R1.10.2）であり経過措置により、現時点で保安規定に記載なし]	—
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第138条	記録	—
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に關すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第138条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第139条	報告	—
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第10条	原子炉主任技術者の職務等	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第139条	報告	—
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1911257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。	第14条	巡視点検	—
		第125条	施設管理計画 [保守管理計画]	—
		第125条の2 [新規条文]	設計管理 [新規条文]	—
		第125条の3 [新規条文]	作業管理 [新規条文]	—
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に關することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第125条の6 [第125条の6]	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針 […長期保守管理方針]	—
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	—	[大飯34号は対象外（運転開始30年未満）]	—
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に關することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。	—	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	—
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	—	[大飯34号は対象外（運転開始30年未満）]	—
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關することが定められていること。	第125条の4 [新規条文]	使用前事業者検査の実施 [新規条文]	—	
	第125条の5 [第125条の4]	定期事業者検査の実施	—	
	第101条	燃料の検査	—	
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。				
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第125条	施設管理計画 [保守管理計画]	—
実用炉規則第92条第1項第20号	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	—

保安規定審査基準（実用炉） （H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正）		保安規定条文		変更有無
【不適合発生時の情報の公開】	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	—
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要事項を定めていること。	第1条	目的	—
	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	—

(2)第2編(1, 2号炉)

保安規定審査基準(廃止措置) (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第3項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関するについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第143条 関係法令および本規定の遵守		—
		第144条 品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]		—
実用炉規則第92条第3項第2号 【品質マネジメントシステム】	1) 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1911257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第143条 関係法令および本規定の遵守		—
	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関するについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第144条 品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]		—
実用炉規則第92条第3項第3号 【廃止措置に係る品質マネジメントシステム】	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第144条 品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]		—
実用炉規則第92条第3項第4号 【廃止措置を行う者の職務及び組織】	1) 本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第145条 保安に関する組織		—
		第146条 保安に関する職務		—
	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。 i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第149条 廃止措置主任者の選任		—
	ii. 廃止措置主任者の職務に関すること a. 組織の長に対し意見具申等を行うこと。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。 c. 保安教育の実施計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 d. 各種マニュアルの制定、改廃に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 e. 保安上重要な計画の作成、改訂に当たり、その内容について、精査、指導・助言を行うこと。 f. 保安規定に係る記録の確認を行うこと。 g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。	第150条 廃止措置主任者の職務等		—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重 a. 組織の長は、廃止措置主任者の意見具申等を尊重すること。 b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。	第 150 条	廃止措置主任者の職務等	—
	iv. 廃止措置主任者を補佐する組織 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。	—	〔補佐組織を設置していないため、保安規定に記載なし〕	—
	v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第 43 条の 3 の 3 4 第 2 項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第 43 条の 3 の 2 6 第 1 項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。	第 149 条	廃止措置主任者の選任	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 5 号 【廃止措置を行う者に対する保安教育】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第 206 条 第 207 条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 206 条 第 207 条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 206 条 第 207 条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 207 条	請負会社従業員への保安教育	—
	5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 206 条 第 207 条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
実用炉規則第 92 条第 3 項第 6 号 【発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。 具体的には 1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。	第 156 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
	2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。	—	〔原子炉モードスイッチが設置されていないため、保安規定に記載なし〕	—
	3) 核燃料物質の譲渡先が明確になっていること。 等が明確になっていること。	第 156 条	原子炉の運転停止に関する恒久的な措置	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 7 号 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第 147 条	原子力発電安全委員会	—
		第 148 条	原子力発電安全運営委員会	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 8 号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第 177 条の 2 【第 177 条】	管理区域の設定・解除	—
		添付 4	管理区域図（第 110 条の 2 および第 111 条関連） 〔…第 110 条および…〕	—
		添付 6	管理区域図（第 177 条の 2 および第 178 条関連） 〔…第 177 条および…〕	—
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 178 条	管理区域内における区域区分	—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第179条	管理区域内における特別措置	—
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第180条	管理区域への出入管理	—
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第180条	管理区域への出入管理	—
	6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第181条	管理区域出入者の遵守事項	—
	7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第189条	発電所外への運搬	—
		第182条	保安区域	—
	8) 保安区域を明示し、保安区域についての管理措置が定められていること。	添付5	保安区域図（第115条関連）	—
		添付7	保安区域図（第182条関連）	—
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第183条	周辺監視区域	—
10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第190条	請負会社の放射線防護	—	
	第191条	頻度の定義	—	
実用炉規則第92条第3項第9号 【排気監視設備及び排水監視設備】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。 これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものについては、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第173条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第174条	放射性気体廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第3項第10号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第184条	放射性業務従事者の線量管理等 【線量の評価】	—
		2) 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神のっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第141条	基本方針
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。		第177条 【新規条文】	放射線管理に係る基本方針 【新規条文】
		第188条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第185条	床・壁等の除染	—
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第186条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第188条	管理区域外等への搬出および運搬	—
第189条		発電所外への運搬	—	
7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—	

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められているもよい。	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第177条の2 [第177条]	管理区域の設定・解除	—
		第178条	管理区域内における区域区分	—
		第181条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第185条 第188条	床・壁等の除染 管理区域外等への搬出および運搬	— —
実用炉規則第92条第3項第11号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第175条 第187条	放出管理用計測器の管理 放射線計測器類の管理	— —
	2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められているもよい。		[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	—
実用炉規則第92条第3項第12号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵その他の取扱い】 ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。 また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。	第166条	新燃料の運搬	—
		第167条	新燃料の貯蔵	—
		第168条	使用済燃料の貯蔵	—
		第169条	使用済燃料の運搬	—
実用炉規則第92条第3項第13号 【放射性廃棄物の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第174条	放射性気体廃棄物の管理	—
		2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第173条	放射性液体廃棄物の管理
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。	第186条の2 [新規条文]	平常時の環境放射線モニタリング [新規条文]	—
	4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第141条	基本方針	—
		第170条 [新規条文]	放射性廃棄物管理に係る基本方針 [新規条文]	—
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第170条の2 [第170条]	放射性固体廃棄物の管理	—
	6) 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第170条の2 [第170条]	放射性固体廃棄物の管理	—
		第172条の2 [新規条文]	輸入廃棄物の管理 [新規条文]	—
	7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。	第170条の2 [第170条]	放射性固体廃棄物の管理	—
		第176条	頻度の定義	—
実用炉規則第92条第3項第14号 【非常の場合に講ずべき措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第194条	原子力防災組織	—
		第195条	原子力防災要員	—
		第197条	原子力防災資機材等の整備	—
	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第154条	廃止措置管理に関する社内標準の作成	—
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報する	第198条	通報経路	—

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	ことが定められていること。	第 200 条	通報	—
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 194 条	原子力防災組織	—
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 201 条	原子力防災体制等の発令	—
		第 202 条	応急措置	—
		第 203 条	緊急時における活動	—
	6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体と与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 3 項に規定する原子力防災要員、同法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者又は同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 196 条	緊急作業従事者の選定	—
	7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第 204 条	緊急作業従事者の線量管理等	—
	8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 205 条	原子力防災体制の解除	—
	9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 199 条	原子力防災訓練	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号 【設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	—	—	—
	1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。			
	i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。	第 157 条	地震・火災等発生時の措置	—
		第 158 条	電源機能等喪失時等の体制の整備	—
	イ 火災 可燃物の管理、消防士員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第 157 条	地震・火災等発生時の措置	—
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。	第 158 条	電源機能等喪失時等の体制の整備	—
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。			
ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年 1 回以上定期に実施すること。				

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	<p>iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>			
実用炉規則第 92 条第 3 項第 16 号、17 号 【発電用原子炉施設及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告】	1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 208 条 第 144 条	記録 品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	— —
	2) 実用炉規則第 6 7 条又は研開炉規則第 6 2 条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 208 条	記録	—
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 209 条 第 150 条	報告 廃止措置主任者の職務等	— —
	4) 特に、実用炉規則第 1 3 4 条各号又は研開炉規則第 1 2 9 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 209 条	報告	—
	5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 209 条	報告	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第 1 9 1 1 2 5 7 号—7（令和元年 1 月 2 5 日原子力規制委員会決定）を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）。	第 192 条 第 192 条の 2 [新規条文] 第 192 条の 3 [新規条文]	施設管理計画 [保守管理計画] 設計管理 [新規条文] 作業管理 [新規条文]	— — —
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第 192 条の 4 [新規条文] 第 192 条の 5 [第 192 条の 4]	使用前事業者検査の実施 [新規条文] 定期事業者検査の実施	— —
	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を BWR 事業者協議会、PWR 事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。	第 192 条	施設管理計画 [保守管理計画]	—
	1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第 144 条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	—
実用炉規則第 92 条第 3 項第 20 号 【不適合に関する情報の公開】	2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要事項が定められていること。	第 144 条	品質マネジメントシステム計画 [品質保証計画]	—
	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。	第 151 条 第 152 条 第 152 条の 2 [新規条文] 第 154 条 第 155 条 第 157 条 第 159 条 第 160 条 第 161 条 第 162 条 第 163 条 第 164 条 第 165 条	構成および定義 運転員の確保 運転管理業務 [新規条文] 廃止措置管理に関する社内標準の作成 引継 地震・火災等発生時の措置 安全貯蔵措置 工事の計画および実施 工事完了の報告 使用済燃料ピットの水温 施設運用上の基準の確認 施設運用上の基準を満足しない場合 施設運用上の基準に関する記録	— 有 — — — — — — — — — — —

保安規定審査基準（廃止措置） (H25.11.27 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
		第170条の2 [第170条]	放射性固体廃棄物の管理	—
		第171条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第172条	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	—
		第173条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第174条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第208条	記録	—
実用炉規則第92条第3項第22号 【その他必要な事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第140条	目的	—
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第140条	目的	—

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条 (保安規定) 第1項 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に關することであつて、次に掲げるもの</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に關する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等】</p>	<p>5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>			
<p>イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に關すること。</p> <p>ロ 発電用原子炉の運転に當つた確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項に異状があつた場合の措置に關すること(第十五号に掲げるものを除く。)</p>	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に關して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を構成する設備を含む。)等について、運転状態に對した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」といふ。)、LCOを逸脱していないこととの確認(以下「サーベランス」といふ。))の實施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下「要求される措置」といふ。))並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」といふ。))が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>(重大事故等対処設備) 第90条 次の各号の重大事故等対処設備は、表90-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」といふ。本条において同じ。))を除く。)は、表90-2から表90-21に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。 3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表90-2から表90-21の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>・変更なし</p>		

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

関連する実用炉規則

保安規定審査基準

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書		記載内容の概要																																																																														
<p>表90-1-18 監視測定設備</p> <p>90-1-18-1 監視測定設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>設 備</th> <th>所要数^{※1}</th> <th>運用モード</th> <th>系 統</th> <th>所置数を満足できない場合の措置^{※2}</th> <th>完了期間</th> <th>検 査 項 目</th> <th>検 査 頻 度</th> <th>担 当 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線計測装置</td> <td>可搬式モニタリングポスト</td> <td>10台</td> <td>モード1、2、3 および運用済燃料ピットに設置している状態</td> <td>A1 放射線計測装置は、監視対象を満足していない場合</td> <td>A1 放射線計測装置は、監視対象を満足していない場合 および運用済燃料ピットに設置している状態 を維持する。</td> <td>速やかに</td> <td>可搬式モニタリングポストの機能検査</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>電離線サーベイメータ</td> <td>2台</td> <td></td> <td>A2 放射線計測装置は、代替措置を講ずる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> <td>可搬式モニタリングポストの機能検査</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">監視装置</td> <td>可搬式ガスストランアップ</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電離線サーベイメータの機能検査</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>可搬式サーベイメータ</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電離線サーベイメータの動作確認</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬式放射線計測装置の機能検査</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬式放射線計測装置の動作確認</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監視装置</td> <td>小気筒</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小気筒の動作確認</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> </tbody> </table>		機 種	設 備	所要数 ^{※1}	運用モード	系 統	所置数を満足できない場合の措置 ^{※2}	完了期間	検 査 項 目	検 査 頻 度	担 当 員	放射線計測装置	可搬式モニタリングポスト	10台	モード1、2、3 および運用済燃料ピットに設置している状態	A1 放射線計測装置は、監視対象を満足していない場合	A1 放射線計測装置は、監視対象を満足していない場合 および運用済燃料ピットに設置している状態 を維持する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能検査	1年に1回	放射線管理課長	電離線サーベイメータ	2台		A2 放射線計測装置は、代替措置を講ずる措置を開始する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能検査	3ヶ月に1回	放射線管理課長	監視装置	可搬式ガスストランアップ	2台					電離線サーベイメータの機能検査	1年に1回	放射線管理課長	可搬式サーベイメータ	2台					電離線サーベイメータの動作確認	3ヶ月に1回	放射線管理課長	可搬式放射線計測装置	2台					可搬式放射線計測装置の機能検査	1年に1回	放射線管理課長	可搬式放射線計測装置	1台					可搬式放射線計測装置の動作確認	3ヶ月に1回	放射線管理課長	監視装置	小気筒	1台					小気筒の動作確認	3ヶ月に1回	放射線管理課長	<p>表90-1-19 居住性の確保</p> <p>90-1-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 空気浄化系 緊急時対策所 空気供給装置 居住性確保</td> <td>(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統^{※1}が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数 空気供給装置が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	制 限	緊急時対策所 空気浄化系 緊急時対策所 空気供給装置 居住性確保	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数 空気供給装置が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること	<p>表90-1-20 緊急時対策所機能移設に伴う変更</p> <p>3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所の機能移設に伴う所要数の見直し) (電源確保に係る設備の変更)</p>		<p>表90-1-21 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達</p> <p>3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。</p>		<p>表90-1-22 社内規定文書</p> <p>表90-1-23 緊急時対策所機能移設に伴う所要数の見直し</p>		<p>表90-1-24 緊急時対策所機能移設に伴う所要数の見直し</p>	
機 種	設 備	所要数 ^{※1}	運用モード	系 統	所置数を満足できない場合の措置 ^{※2}	完了期間	検 査 項 目	検 査 頻 度	担 当 員																																																																																	
放射線計測装置	可搬式モニタリングポスト	10台	モード1、2、3 および運用済燃料ピットに設置している状態	A1 放射線計測装置は、監視対象を満足していない場合	A1 放射線計測装置は、監視対象を満足していない場合 および運用済燃料ピットに設置している状態 を維持する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能検査	1年に1回	放射線管理課長																																																																																	
	電離線サーベイメータ	2台		A2 放射線計測装置は、代替措置を講ずる措置を開始する。	速やかに	可搬式モニタリングポストの機能検査	3ヶ月に1回	放射線管理課長																																																																																		
監視装置	可搬式ガスストランアップ	2台					電離線サーベイメータの機能検査	1年に1回	放射線管理課長																																																																																	
	可搬式サーベイメータ	2台					電離線サーベイメータの動作確認	3ヶ月に1回	放射線管理課長																																																																																	
	可搬式放射線計測装置	2台					可搬式放射線計測装置の機能検査	1年に1回	放射線管理課長																																																																																	
	可搬式放射線計測装置	1台					可搬式放射線計測装置の動作確認	3ヶ月に1回	放射線管理課長																																																																																	
監視装置	小気筒	1台					小気筒の動作確認	3ヶ月に1回	放射線管理課長																																																																																	
	項 目	制 限																																																																																								
緊急時対策所 空気浄化系 緊急時対策所 空気供給装置 居住性確保	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数 空気供給装置が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること																																																																																									

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>適用モード</p> <p>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>設備</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン 1台^{**2}</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 1基^{**2}</p> <p>空気供給装置 720本^{**2}</p> <p>酸素濃度計 1個^{**2}</p> <p>二酸化炭素濃度計 1個^{**2}</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 1個^{**2}</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 1個^{**2}</p>	<p>所要数</p> <p>1台^{**2}</p> <p>1基^{**2}</p> <p>720本^{**2}</p> <p>1個^{**2}</p> <p>1個^{**2}</p> <p>1個^{**2}</p> <p>1個^{**2}</p> <p>1個^{**2}</p>	<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所の機能移設に伴う設備名称の変更および所要数の見直し) (以下、同様)</p>	<p>重大事故等発生時における原子炉施設の安全のための活動に関する所達 (以下、同様)</p>	<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同様)</p>
	<p>(2) 確認事項</p> <p>緊急時対策所空気浄化系</p> <p>緊急時対策所非常用空気供給装置</p> <p>酸素濃度計</p> <p>二酸化炭素濃度計</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</p>	<p>確認事項</p> <p>緊急時対策所空気浄化系(ファンおよびフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットによる素除去効率(総合除去効率)が99.75%(有機よう素)以上および99.99%(無機よう素)以上であることを確認する。</p> <p>空気供給装置の所要数及使用可能であることを確認する。</p> <p>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</p> <p>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</p> <p>機能検査を実施する。</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。</p> <p>機能検査を実施する。</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。</p>	<p>頻度</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>1年に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>1年に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>1年に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p>	<p>担当</p> <p>原子炉係長</p> <p>原子炉係長</p> <p>放射線管理課長</p> <p>放射線管理課長</p> <p>放射線管理課長</p> <p>放射線管理課長</p> <p>放射線管理課長</p> <p>放射線管理課長</p> <p>放射線管理課長</p>		

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																
<p>適用モード</p> <p>モード1、2、3および4</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A.</td> <td>動作可能な緊急時対策エリアモータまたは緊急時対策型エタモータが所要求数を満足していない場合</td> <td>B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>B.</td> <td>動作可能な緊急時対策系が1系統未の場合</td> <td>B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 原子炉保修課長は、代替措置^{※3}を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C.</td> <td>使用可能な空気供給装置が所要求数を満足していない場合</td> <td>C.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または C.2 放射線管理課長は、代替措置^{※3}を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>D.</td> <td>使用可能な硫酸濃度計または二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合</td> <td>D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置^{※3}を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>E.</td> <td>条件B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A.	動作可能な緊急時対策エリアモータまたは緊急時対策型エタモータが所要求数を満足していない場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日	B.	動作可能な緊急時対策系が1系統未の場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	C.	使用可能な空気供給装置が所要求数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または C.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	D.	使用可能な硫酸濃度計または二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	E.	条件B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>(3) 要求される措置 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード5および燃</td> <td>A. 動作可能な緊急時対策エリアモータまたは緊急時対策型エタモータが所要求数を満足していない場合</td> <td>A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 放射線管理課長は、</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5および燃	A. 動作可能な緊急時対策エリアモータまたは緊急時対策型エタモータが所要求数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 放射線管理課長は、	速やかに	<p>・注記削除に伴う注記番号繰り上げ (以下、同様)</p>		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																		
A.	動作可能な緊急時対策エリアモータまたは緊急時対策型エタモータが所要求数を満足していない場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日																																		
B.	動作可能な緊急時対策系が1系統未の場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																		
C.	使用可能な空気供給装置が所要求数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または C.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																		
D.	使用可能な硫酸濃度計または二酸化炭素濃度計が所要求数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日																																		
E.	条件B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																		
モード5および燃	A. 動作可能な緊急時対策エリアモータまたは緊急時対策型エタモータが所要求数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 放射線管理課長は、	速やかに																																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 原予炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第18条 (火災発生時の体制の整備) [変更なし] 添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 [実用炉規則第92条第1項第16号I.(4) (後述) にて整理]	第18条 (火災発生時の体制の整備) [変更なし] 添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 [実用炉規則第92条第1項第16号I.(4) (後述) にて整理]			
ロ 火山現象による影響 (影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。) ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	ハ、重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備) [変更なし] 添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準) 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のアロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。 (中略) 1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備 ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。 (中略) イ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。 a. 原子炉防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報運			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④まで)の対策に関することを含む。)に関すること。</p> <p>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>格を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員 6 名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員 12 名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は10名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は8名)、運転支援活動、電源確保活動、給水活動、設備対応、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員 40 名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は35名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は30名)、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は51名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は44名)ならびに被災後6時間以内を目途として参集し、発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員 10 名(以下「召集要員」という。)の合計 68 名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は61名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は54名)を確保する。</p> <p>なお、上記とは別に1号炉および2号炉の対応を行う1号炉および2号炉の運転員 4 名を確保する。</p> <p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>(中略)</p> <p>表-1-7 監視測定等に関する手順等 表-1-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 表-1-19 通信連絡に関する手順等 表-2-0 重大事故等対策における操作の成立性</p> <p>(中略)</p> <p>表-1-7 操作手順 1-7. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目的とする。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>モニタリングステーションおよびモニタリングポストへの代替交流電源設備からの給電</p> <p>発電所対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーションおよびモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーションおよびモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元が自動で切り替わる。</p> <p>その後、代替交流電源設備(空冷式非常用発電装置)によりモニタリングステーションおよびモニタリングポスト</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所の体制の変更) 3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所の体制の変更) 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転管理通達 運転管理通達 	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 3、4号炉重大事故等対策に関する体制を反映する。 3、4号炉重大事故等対策に関する体制を反映する。

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 (給電の手順書名の適正化)	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>トへ給電する。 給電の手順は、表一1.4「<u>電源の確保に関する手順書</u>」等」参照。 モニタリングステーションおよびモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>表一1.8 操作手順 1.8. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を行う必要がある場合と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段 <u>居住性の確保</u> 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化ファンおよび緊急時対策所非常用空気浄化ユニット(以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。)による放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順 緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。 (1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを稼働、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタを通過することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 空気供給装置による空気供給準備手順 発電所対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p>	<p>(給電の手順書名の適正化)</p> <p>・ 3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所の機能移設に伴う設備名の変更) (以下、同様)</p>	<p>・ 重大事故等発生時における原子炉施設の安全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>	<p>・ 3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>関連する実用炉規則</p>	<p>保安規定審査基準</p>	<p>緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合、「緊急時対策所可搬型空気浄化装置および空気供給装置」をいう。</p> <p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p> <p>3. 重大事象等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 発電所対策本部は、重大事象等が発生した場合、重大事象等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所へととどまる要員は、重大事象等に対処するために必要な指示を行う要員、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動に必要な要員、3号炉および4号炉の運転員さらに、1号炉および2号炉の運転員とする。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(2) 空気供給装置への切替準備手順 発電所対策本部は、緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載内容の概要</p>	<p>記載内容の概要</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
			<p>記載すべき内容</p> <p>具体的には以下のいずれかに該当した場合 プールーム放出前の段階において、直接続、スカイシャイン線により、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が上昇傾向となった場合 (a) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があつた場合、または、緊急時対策本部がプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、プールーム放出に備える必要があると判断した場合 (b) 炉心損傷前であつて中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があつた場合、または、緊急時対策本部でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、プールーム放出に備える必要があると判断した場合 (3) 空気供給装置への切替手順 発電所対策本部は、原子炉格納容器からプールームが放出され、3号炉および4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。 a. 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合 (a) 緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が0.1mSv/h以上となった場合 (b) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合 (4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順 発電所対策本部は、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。 a. 手順着手の判断基準 3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタにて空気吸収線量率等を継続的に監視し、その指示値がプールーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所の機能移設に伴う空気供給装置への切替手順判断基準の一部変更) 		社内規定文書 記載内容の概要
			<p>必要な指示および通信連絡</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊</p>			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備へ給電する。</p> <p>1. 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPD S)、安全パラメータ伝送システムおよびSPD S表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>2. 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 各課室長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>3. 通信連絡に関する手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順は、表一19「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>必要な数の要員の取替</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>発電所対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理について 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備(線量計、マスク等)を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合は、緊急時対策所内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>2. 放射線管理について</p> <p>1. チェンジングエリアの運用手順 緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の</p>			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>手順着手の判断基準 緊急時対策所外可搬型エアモニタ等にて放射線量を監視し、ブルームの通過および屋外作業可能なレベルまでの低下が確認された場合</p> <p>2 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順 発電所対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替が必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>手順着手の判断基準 フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替が必要となった場合</p> <p>【代替電源設備からの給電】 発電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。 なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電 非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）準備手順 発電所対策本部は、緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 電源車（緊急時対策所用）起動手順 発電所対策本部は、非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動を行う手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 非常用母線からの給電喪失時</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）の切替えおよび燃料給油手順 a. 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 発電所対策本部は、使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合、電源車（緊急時対策所用）の切替えを行う。 (a) 手順着手の判断基準 使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 発電所対策本部は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）</p>			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>燃料タンクへ補給を行う。 (a) 手順着手の判断基準 電源車（緊急時対策所用）を運転した場において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間に達した場合</p> <p>必要な整の要員の取容・代替電源設備からの給電 (配慮すべき事項) ○ 放射線管理 (1) チェンジングエリア内では現場作業を行う緊急時対策本部要員等の身体サベイを行い、汚染が確認された場合には、サベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることので放射性廃棄物として廃棄する。 (2) 現場作業を行う緊急時対策本部要員等が身体サベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策室内で待機する。</p> <p>○ 燃料補給 電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯蔵タンクまたは重油タンクおよびびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。 重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>表-19 操作手順 1. 通信連絡に関する手順等 ① 方針目的 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 発電所内の通信連絡 1. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置（モニタ車）、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携帯型通話装置を使用する。 a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 b. テータ伝送設備（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置を使用する。 (1) 手順着手の判断基準</p>	<p>・ 3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更（緊急時対策所の設備の変更）</p> <p>・ 3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。</p>	<p>・ 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達</p> <p>・ 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達（以下、同じ）</p>	<p>・ 3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p> <p>・ 3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	保安規定審査基準	<p>重大事故等が発生した場合において、通信設備(発電所内)およびデータ伝送設備(発電所内)により、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備(保安電話(固定)、保安電話(携帯))および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所と共有する手順等 発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備(発電所内)により発電所内の必要な場所と共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話(固定)および衛星電話(携帯)を使用する。 (1) 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備(発電所内)により、発電所内の必要な場所と共有する場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備(保安電話(固定)、保安電話(携帯))および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)および携行型通話装置を使用する。</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (インターフェースの削除) (運転指令設備の号炉識別の削除)</p>	<p>重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>
	保安規定審査基準	<p>発電所外(社内外)との通信連絡 1. 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 発電所対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備(発電所外)により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置(モニタ車)、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可搬)、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話およびIP-FAX)を使用する。 a. 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電池を含む)により、これらの設備へ給電する。 b. データ伝送設備(発電所外)により、国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム(SPDS)および安全パラメータ伝送システムを使用する。 (1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (記載表現の適正化)</p>	<p>重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>	<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(発電所外) およびデータ伝送設備(発電所外)に より、発電所外(社内外)の通信連絡を必要の ある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場 合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネッ トワークに接続する通信連絡設備(TV会議シ ステム、I P電話およびI P-FAX) および 緊急時衛星通報システムならびに多様性拡張設 備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯 電話、電力保安通信用電話設備(保安電話(固定)、 保安電話(携帯)、衛星保安電話)、社内TV会議シ ステムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様 性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話(固 定)、衛星電話(携帯) および衛星電話(可搬)を 使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社 内外)の必要な場所と共有する手順等</p> <p>発電所対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計 測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必 要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、 その結果を通信設備(発電所外)により発電所外(社 内外)の必要な場所と共有する場合、緊急時対策所と 原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡 には衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可 搬) および統合原子力防災ネットワークに接続する通 信連絡設備(TV会議システム、I P電話およびI P -FAX) を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計 測し、その結果を通信設備(発電所外)により、発 電所外(社内外)の必要な場所と共有する場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネッ トワークに接続する通信連絡設備(TV会議システ ム、I P電話およびI P-FAX) ならびに多様 性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、 携帯電話、電力保安通信用電話設備(保安電話(固 定)、保安電話(携帯)、衛星保安電話)、社内TV 会議システムおよび無線通話装置の使用を優先 する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛 星電話(固定)、衛星電話(携帯) および衛星電話 (可搬) を使用する。</p>	<p>・ 3、4号炉緊急時対策所の機能移 設に伴う変更 (記載表現の適正化) (以下、同様)</p>	<p>・ 重大事故等発生 時における原子 炉施設の保全の ための活動に関 する所達 (以下、同じ)</p>	<p>・ 3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変 更を反映する。 (以下、同じ)</p>

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																				
		<p>〔配電〕内の通信連絡・保電所外(社内外)との通信連絡(配慮すべき事項)</p> <p>○ 代替電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話およびIP-FAX)、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」および表-1.8「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>																							
		<p>表-2.0 重大事故等対策における操作の成立性(1/9)</p> <table border="1" data-bbox="603 990 1481 1527"> <thead> <tr> <th>操作手順No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(成立性が要求される対応手段なし)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</td> <td>運転員等(中央制御室、現場)</td> <td>5</td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復*1 蒸養ポンベ(代替制御用空気供給用)による加圧器逃がし弁の機能回復*1 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)による加圧器逃がし弁の機能回復 可搬型パンテリ(加圧器逃がし弁用)による加圧器逃がし弁の機能回復</td> <td>運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場)</td> <td>5 2 2 2</td> <td>30分 55分 55分 75分</td> </tr> </tbody> </table> <p>*3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し)</p>	操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	1	(成立性が要求される対応手段なし)	-	-	-	2	タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員等(中央制御室、現場)	5	45分	3	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復*1 蒸養ポンベ(代替制御用空気供給用)による加圧器逃がし弁の機能回復*1 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)による加圧器逃がし弁の機能回復 可搬型パンテリ(加圧器逃がし弁用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場)	5 2 2 2	30分 55分 55分 75分			
操作手順No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																					
1	(成立性が要求される対応手段なし)	-	-	-																					
2	タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 タービン動補助給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補助給水ポンプの機能回復	運転員等(中央制御室、現場)	5	45分																					
3	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復*1 蒸養ポンベ(代替制御用空気供給用)による加圧器逃がし弁の機能回復*1 可搬式空気圧縮機(代替制御用空気供給用)による加圧器逃がし弁の機能回復 可搬型パンテリ(加圧器逃がし弁用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場) 運転員等(中央制御室、現場)	5 2 2 2	30分 55分 55分 75分																					

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書			
<p>保安規定審査基準</p>		<p>緊急安全対策要員 運転員等 (中央制御室、現場)</p>		2		20分		<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し)</p>		<p>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>		<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>			
				4		30分		<p>恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水*1</p>		<p>運転員等 (中央制御室、現場)</p>		<p>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>		<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>	
				4.8時間		15分		<p>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p>		<p>緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)</p>		<p>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>		<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>	
				2		15分		<p>A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環運転*1</p>		<p>運転員等 (中央制御室、現場)</p>		<p>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>		<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>	
<p>※1：有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段</p>		<p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (2/9)</p>													
<p>操作手順No.</p>		<p>対応手段</p>		<p>要員数</p>		<p>想定時間</p>									
<p>4</p>		<p>B充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水*1 蓄圧タンクによる代替炉心注水 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による蒸気放出 主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復</p>		<p>運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員 運転員等 (中央制御室、現場)</p>		<p>3 84分 3 15分</p>		<p>No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)</p>		<p>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>		<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>			
<p>5</p>		<p>主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復 大容量ポンプを用いたA、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p>		<p>No. 3にて整備する。 No. 7にて整備する。</p>				<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し)</p>		<p>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>		<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>			

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書	
						緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)		20		9.2時間		記載内容の概要	
				No. 7にて整備する。		運転員等 (中央制御室、現場)		3		30分			
		6		No. 7にて整備する。		緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)		12		4.8時間			
				緊急安全対策要員		2		106分					
				緊急安全対策要員		2		110分					
				No. 6にて整備する。		No. 6にて整備する。							
				No. 6にて整備する。		No. 6にて整備する。							
				運転員等 (中央制御室、現場)		1		8.2時間					
				緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)		20		30分					
				運転員等 (中央制御室、現場)		3		4.8時間					
				運転員等 (中央制御室、現場)		1							

操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
6	A、D格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却*1	運転員等 (中央制御室、現場)	2	60分
		緊急安全対策要員	1	
7	恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ	No. 6にて整備する。		
		No. 6にて整備する。		
8	恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	1	8.2時間
		緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	20	
	恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場)	3	30分
		運転員等 (中央制御室、現場)	1	

※1：有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段

・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。
(以下、同じ)

・重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する所達
(以下、同じ)

・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更
(緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し)

・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更
(緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し)

・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更
(緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し)

・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更
(緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し)

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準		記載すべき内容		原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		イ		緊急安全対策要員 (中央制御室、現場)	12						
				A格納容器スプレイポンプ (RHS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水		No. 4にて整備する。					
				恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 ^{*1}		No. 4にて整備する。					
				可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水		No. 4にて整備する。					
				B充てんポンプ (自己冷却) による代替炉心注水		No. 4にて整備する。					
				可搬型格納容器水素ガス濃度計 ^{*1}		運転員等 (中央制御室、現場)					
<p>※1：有効性評価の重要事故シナゲンスに係る対応手段</p> <p>表一2.0 重大事故等対策における操作の成立性 (4/9)</p>											
操作手順 No.	対応手段	要員数	想定時間								
10	水素排出 (アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順	2	55分	<p>運転員等 (中央制御室、現場)</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し) (以下、同じ)</p>							
	水素排出 (アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順	2	55分	<p>運転員等 (中央制御室、現場)</p> <p>可搬式空気圧縮機 (代替制御用空気供給用) によるアニュラス空気浄化設備の運転</p>							
11	海水から使用済燃料ピットへの注水 ^{*1}	5	3.4時間	<p>緊急安全対策要員</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所位置変更および送水車作業時間見直しに伴う操作の想定時間の見直し) (以下、同様)</p>							
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	7	2.9時間	<p>緊急安全対策要員</p> <p>No. 1, 2にて整備する。 (大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による原子炉周辺建屋 (貯蔵室内燃料体</p>							
<p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>											

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																							
			<p>記載すべき内容</p> <p>抑制と同様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等) への放水</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視^{※1}</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>12</td> <td>3.7時間</td> </tr> <tr> <td>シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>12</td> <td>4.2時間</td> </tr> <tr> <td>1 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>7</td> <td>2.9時間</td> </tr> <tr> <td>2 大容量ポンプ(放水砲用)、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への消滅</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>12</td> <td>3.7時間</td> </tr> </tbody> </table>	等) への放水	要員	要員数	想定時間	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 ^{※1}	緊急安全対策要員	4	2時間	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.7時間	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4.2時間	1 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2.9時間	2 大容量ポンプ(放水砲用)、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への消滅	緊急安全対策要員	12	3.7時間	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 3.4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間の見直し)(以下、同様) 																	
等) への放水	要員	要員数	想定時間																																										
可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 ^{※1}	緊急安全対策要員	4	2時間																																										
大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.7時間																																										
シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4.2時間																																										
1 送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2.9時間																																										
2 大容量ポンプ(放水砲用)、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への消滅	緊急安全対策要員	12	3.7時間																																										
			<p>表一2.0 重大事故等対策における操作の成立性 (5/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>海水を用いた復水ピットへの補給^{※1}</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>5</td> <td>4.1時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替(炉心注水時)</td> <td>運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員</td> <td>3</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水ピットから海水への水源切替(炉心注水時)</td> <td>No. 4にて整備する。(可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替(格納容器スプレイ時)</td> <td>運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>燃料取替用水ピットから海水への水源切替(格納容器スプレイ時)</td> <td>No. 6にて整備する。(可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様)</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</td> <td>運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>110分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環運転</td> <td>No. 4にて整備する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		海水を用いた復水ピットへの補給 ^{※1}	緊急安全対策要員	5	4.1時間		燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替(炉心注水時)	運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員	3	2時間		燃料取替用水ピットから海水への水源切替(炉心注水時)	No. 4にて整備する。(可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)				燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替(格納容器スプレイ時)	運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員	2	2時間	1	燃料取替用水ピットから海水への水源切替(格納容器スプレイ時)	No. 6にて整備する。(可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様)	3		3	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員	2	110分		A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環運転	No. 4にて整備する。				
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																									
	海水を用いた復水ピットへの補給 ^{※1}	緊急安全対策要員	5	4.1時間																																									
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替(炉心注水時)	運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員	3	2時間																																									
	燃料取替用水ピットから海水への水源切替(炉心注水時)	No. 4にて整備する。(可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様)																																											
	燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替(格納容器スプレイ時)	運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員	2	2時間																																									
1	燃料取替用水ピットから海水への水源切替(格納容器スプレイ時)	No. 6にて整備する。(可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイと同様)	3																																										
3	復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	運転員等(中央制御室、現場)緊急安全対策要員	2	110分																																									
	A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環運転	No. 4にて整備する。																																											

※1：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																													
		<p>海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>No. 1.1にて整備する。</p> <p>送水車による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ</p> <p>No. 1.1、1.2にて整備する。 （送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ、送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制と同様）</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットまたは原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p> <p>No. 1.1、1.2にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制と同様）</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>No. 1.2にて整備する。</p>	<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更（緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間等の見直し） （以下、同じ）</p>	<p>重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動に関する所選 （以下、同じ）</p>	<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 （以下、同じ）</p>																																													
		<p>※1：有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段</p> <p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (6/9)</p> <table border="1" data-bbox="700 983 1497 1541"> <thead> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電※1</td> <td>運転員等（中央制御室、現場）</td> <td>3</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td>運転員等（中央制御室、現場）</td> <td>2</td> <td>75分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">電源車による代替電源（交流）からの給電</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>70分</td> </tr> <tr> <td>運転員等（中央制御室、現場）</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</td> <td>運転員等（中央制御室、現場）</td> <td>2</td> <td>2.4時間</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6</td> <td>20分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電</td> <td>運転員等（中央制御室、現場）</td> <td>1</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置）</td> <td>運転員等（現場）</td> <td>1</td> <td>2時間</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	1	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電※1	運転員等（中央制御室、現場）	3	20分	運転員等（中央制御室、現場）	2	75分	4	電源車による代替電源（交流）からの給電	緊急安全対策要員	2	70分	運転員等（中央制御室、現場）	3	4	1	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	2	2.4時間	緊急安全対策要員	6	20分	1	蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	1	2時間	緊急安全対策要員	2	4時間	1	代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置）	運転員等（現場）	1	2時間	緊急安全対策要員	2	4時間	<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更（緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間等の見直し） （以下、同じ）</p>	<p>重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動に関する所選 （以下、同じ）</p>	<p>3、4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 （以下、同じ）</p>
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																														
1	空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電※1	運転員等（中央制御室、現場）	3	20分																																														
		運転員等（中央制御室、現場）	2	75分																																														
4	電源車による代替電源（交流）からの給電	緊急安全対策要員	2	70分																																														
		運転員等（中央制御室、現場）	3	4																																														
1	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	2	2.4時間																																														
		緊急安全対策要員	6	20分																																														
1	蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電	運転員等（中央制御室、現場）	1	2時間																																														
		緊急安全対策要員	2	4時間																																														
1	代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置）	運転員等（現場）	1	2時間																																														
		緊急安全対策要員	2	4時間																																														

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																											
			<table border="1"> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段</p> <p>表-2.0 重大事故等対策における操作の成立性 (7/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>可搬型計測器によるパラメータ計測または監視^{※1}</td> <td>2</td> <td>35分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合）^{※1}</td> <td>1</td> <td rowspan="2">70分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順等 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転^{※1}</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順等 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転</td> <td>4</td> <td>3.5時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段</p>	緊急安全対策要員	2	緊急安全対策要員	2	緊急安全対策要員	2	緊急安全対策要員	2	操作手順 No.	対応手段	要員数	想定時間	15	可搬型計測器によるパラメータ計測または監視 ^{※1}	2	35分		中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合） ^{※1}	1	70分		アニュラス空気浄化設備の運転手順等 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転 ^{※1}	2		アニュラス空気浄化設備の運転手順等 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転	4	3.5時間			
緊急安全対策要員	2																																
緊急安全対策要員	2																																
緊急安全対策要員	2																																
緊急安全対策要員	2																																
操作手順 No.	対応手段	要員数	想定時間																														
15	可搬型計測器によるパラメータ計測または監視 ^{※1}	2	35分																														
	中央制御室空調装置の運転手順（全交流動力電源が喪失した場合） ^{※1}	1	70分																														
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 窒素ポンベ（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転 ^{※1}	2																															
	アニュラス空気浄化設備の運転手順等 （水素排出（アニュラス空気浄化設備） 全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合の操作手順 可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）によるアニュラス空気浄化設備の運転	4	3.5時間																														

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定</th> <th>緊急安全対策要員</th> <th>4</th> <th>2.3時間¹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>75分</td> </tr> <tr> <td>移動式放射能測定装置(モニタ重)による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>75分</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>95分</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング測定</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>2時間²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>6</td> <td>2時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない4方位に設置した場 合に想定される作業時間。 ※2：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、約100分</p>	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間 ¹	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分	移動式放射能測定装置(モニタ重)による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分	海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2時間 ²	モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間	可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2時間	<p>記載すべき内容</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(記載の適正化) (以下、同じ)</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(以下、同じ)</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(以下、同じ)</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>
可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定	緊急安全対策要員	4	2.3時間 ¹																																		
可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分																																		
移動式放射能測定装置(モニタ重)による空気中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	75分																																		
可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	95分																																		
可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	緊急安全対策要員	2	60分																																		
海上モニタリング測定	緊急安全対策要員	4	2時間 ²																																		
モニタリングステーション、モニタリングポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	緊急安全対策要員	2	3時間																																		
可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	緊急安全対策要員	6	2時間																																		
			<p>表-20 重大事故等対策における操作の成立性(9/9)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1</td> <td>34分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気供給装置による空気供給準備手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1</td> <td>55分</td> </tr> </tbody> </table>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	18	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	34分		空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	55分	<p>記載の考え方</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間等の見直し) (以下、同じ)</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所位置変更に伴う操作の想定時間等の見直し) (以下、同じ)</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(以下、同じ)</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p> <p>・重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (以下、同じ)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p> <p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更を反映する。 (以下、同じ)</p>																
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																	
18	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	34分																																	
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	1	55分																																	

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定				記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容		2	47分			
	保安規定審査基準	緊急時対策所内可搬型エリア外可搬型エリアモニタ設置手順	緊急安全対策要員	2	47分	記載の考え方		社内規定文書 記載内容の概要
		空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	2	4分			
		空気供給装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分			
		緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	2	2分			
		緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分			
		電源車(緊急時対策所用)準備手順	緊急安全対策要員	2	24分			
		電源車(緊急時対策所用)起動手順	緊急時対策本部要員	1	5分			
			緊急安全対策要員	1				
		電源車(緊急時対策所用)の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分			
		電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料給油手順	緊急安全対策要員	3	2.3時間			
19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—					
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備) 【変更なし】								
ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な								
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備) 【変更なし】								
添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)								

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるもの)に限定するもの)に発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突(以下、「大規模損壊」という。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課(室)長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子炉安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子炉安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるように教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>原子炉防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子炉災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子炉災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第126条に定める通常の原子炉防災組織の体制を基本とする原子炉防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。</p> <p>また、重大事故等および大規模損壊のような原子炉災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合における時間外、休日(夜間)においても発電所内に「添付3 1. 1(1)体制の整備」で確保する消火活動要員7名を含む重大事故等対策要員58名(3号炉および4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は51名、3号炉および4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていない場合は44名)を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室(運転員(当直員)を含む。)が機能し</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理通達 	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3, 4号炉重大事故等対策に関する体制を反映する。

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィリターその他の資機材を備え付けること。</p>	<p>ない場合においても、対応できよう体制を確立する。 なお、上記とは別に1号炉および2号炉の対応を行う1号炉および2号炉の運転員4名を確保する。 さらに、発電所構内に常時確保する対応要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。 (以下略)</p> <p>第18条の6 (重大事故等発生時の体制の整備) 【変更なし】</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連) (中略) 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時 (中略) 3. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することとを社内標準に定める。 (中略) h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策 火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。 (a) 緊急時対策所の居住性確保 各課(室)長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉(2箇所)に仮設エアリタを取り付ける。仮設エアリタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の監視を行う。 ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測された場合噴火後10分以内に降灰予報が発表されたい場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>1. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けにくい有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車から給電する。 (a) 電源車の準備作業 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号および4号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。 ア. 手順書の判断基準 気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測された場合噴火後10分以内に降灰予報が発表されたい場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車からの給電開始</p>	<p>・3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所の機能移設に伴う設備の変更)</p> <p>・一般防災業務所達</p> <p>・火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備に関する活動の変更を反映する。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書			
保安規定審査基準		記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書			
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	<p>緊急時対策本部および当直課長は、電源車からの給電準備を行ったのち給電を開始する。 ア. 手順着手の判断基準 電源車による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合 (中略)</p>		<p>火山影響等発生時の対策における主な作業</p>		<p>3. 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更 (緊急時対策所の機能移設に伴う設備の変更)</p>	<p>一般防災業務所達</p>	<p>火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備に関する活動の変更を反映する。</p>	
		作業手続 No	対応手段	要員	要員数				想定時間
		e (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	6				50分
		e (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	8				20分
		g (a)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃*1	緊急安全対策要員	4				80分
		g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2				25分
		g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	2				35分
		g (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の準備作業	緊急安全対策要員	5				110分
		g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却	緊急安全対策要員	2				20分
		g (b)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた炉心冷却	運転員等(中央制御室、現場)	3				35分
		h (a)	緊急時対策所の居住性確保(仮設フィルタ取付)	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)				50分
		j (a)	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6 (3号炉および4号炉合計)				50分
		k (a)	消火水バックアップタンクから復水ピットへ	緊急安全対策要員	1 (3号炉お)				30分

(1) 第1編 (3号炉及び4号炉)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
	記載すべき内容	よび4号炉合計							
保安規定審査基準	<p>の補給準備</p> <table border="1"> <tr> <td>k (b)</td> <td>消火水バックアップタ ンクから復水ヒットへ の補給</td> <td>緊急安全 対策要員 3 (3号炉お よび4号 炉合計)</td> <td>75 分 1 (3号炉お よび4号 炉合計)</td> </tr> </table>	k (b)	消火水バックアップタ ンクから復水ヒットへ の補給	緊急安全 対策要員 3 (3号炉お よび4号 炉合計)	75 分 1 (3号炉お よび4号 炉合計)	よび4号 炉合計			
k (b)	消火水バックアップタ ンクから復水ヒットへ の補給	緊急安全 対策要員 3 (3号炉お よび4号 炉合計)	75 分 1 (3号炉お よび4号 炉合計)						
	<p>※1：1班4名で2班が交代して実施する ※2：可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。</p> <p>第18条～第18条の6 [変更なし]</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 【美用炉規則第92条第1項第16号1.(1)へ】(前述)にて整理]</p>								
(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)</p> <p>【美用炉規則第92条第1項第16号1.(4)】に同じ</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 【美用炉規則第92条第1項第16号1.(1)へ、二】に同じ</p>								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

(2)第2編 (1, 2号炉)

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	実用炉規則第92条第3項第21号【廃止措置の管理】	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条 (保安規定)</p> <p>第3項</p> <p>法第四十三条の三の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するたため、法第四十三条の三の二の十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>二十一 廃止措置の管理に関すること。</p>	<p>廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理について、必要な事項が記録されていること。</p>	<p>(運転員の確保)</p> <p>第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせるはならない。また、4名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>第151条、第154条、第155条、第157条、第159条～165条、第171条～第174条、第208条 [変更なし]</p>	<p>・ 3, 4号炉緊急時対策所の機能移設に伴う変更(緊急時対策所の機能移設に伴う体制の変更)</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 3, 4号炉重大事故等対策に関する体制および1, 2号炉廃止措置管理にかかるとする体制を規定する。</p>

大飯発電所 緊急時対策所の機能移行に係る 原子炉施設保安規定変更概要について

関西電力株式会社

申請概要

【緊急時対策所の機能移行に伴う変更】

- 緊急時対策所建屋の設置に伴い、1，2号炉原子炉補助建屋から緊急時対策所建屋へと緊急時対策所機能を移行するため、それに伴い大飯発電所原子炉施設保安規定の関連する条文の変更を行う。

【重大事故等対策における操作の想定時間の一部変更】

- 重大事故等対策における操作のうち、送水車を用いる操作の想定時間の見直しに伴い、大飯発電所原子炉施設保安規定の関連する条文の変更を行う。

申請（補正）実績

2019年12月26日	申請
2020年3月12日	補正

保安規定条文における変更概要一覧

2

緊急時対策所の機能移行に伴う変更

変更条文	変更概要	分類
第152条 運転員等の確保	緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更	A
添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 3 火山影響等、降雪発生時	火山影響発生時の緊急時対策所の居住性確保対応等の変更	C
添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準		
1. 重大事故等対策	緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更	A
表-17 操作手順 17. 監視測定等に関する手順等	設備名称、運用の変更	D
表-18 操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	設備名称、運用の変更	D
表-19 操作手順 19. 通信連絡に関する手順等	インターフォンの削除	D
表-20 重大事故等対策における操作の成立性	緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更 操作の想定時間の一部変更（送水車） 設備名称、運用の変更	A,B,D
2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項	緊急時対策所の機能移行に伴う体制の変更	A
第90条 重大事故等対処設備		
表90-18 監視測定設備 90-18-1 監視測定設備	設備構成、LCO台数の変更	D
表90-19 緊急時対策所 90-19-2 居住性の確保	設備名称、設備構成、LCO台数の変更	D
表90-20 通信連絡を行うために必要な設備 90-20-1 通信連絡	LCO台数の変更、インターフォンの削除	D

- 分類の凡例
- A：重大事故等対策要員に係る体制変更（新緊急時設置に伴う変更）
 - B：操作の想定時間の一部変更（送水車）
 - C：火山影響等発生時の対応の変更
 - D：緊急時に関連する設備名称やLCO台数他に係る変更

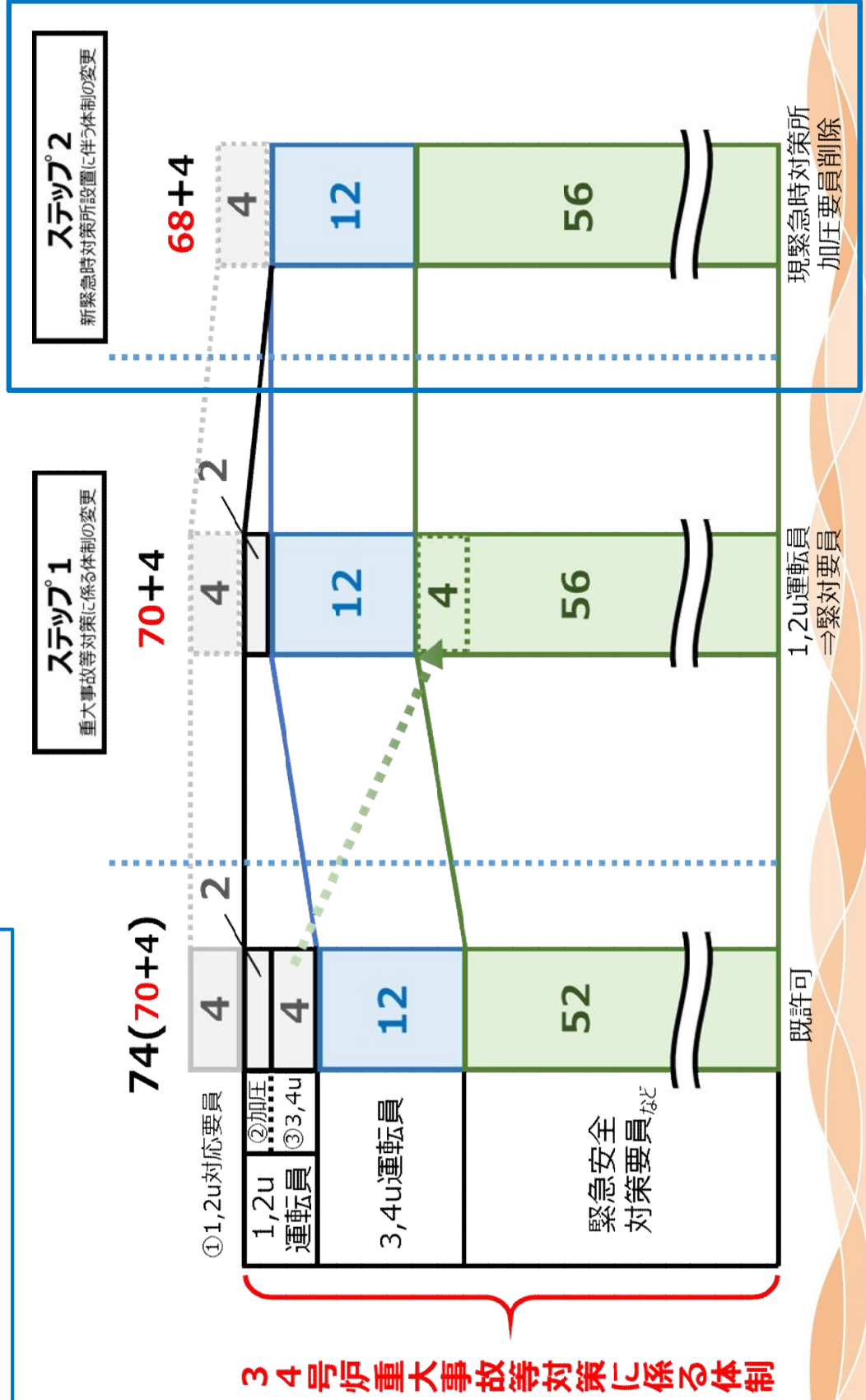
A. 重大事故等対策要員に係る体制変更

3

○重大事故等対策に係る体制について、緊急時対策所の運用開始を反映し、以下のとおり重大事故等対策に係る人数を変更する。

ステップ2：(本申請にて変更)
 新緊急時対策所運用開始に伴い初期加圧要員
 (緊対所加圧要員)を削除

本申請にて変更



A. 重大事故等対策要員に係る体制変更

4

○確保すべき重大事故等対策要員と保安規定の記載概要は以下の通りとなる。

本申請にて変更

3,4u重大事故等対策に係る体制		既認可	ステップ1 (重大事故等対策に係る体制変更)	ステップ2 (緊急時対策所機能移行に伴う変更)	
1,2号炉 対応	運転員	1,2u	4	4※1	
		加圧	2	2 →	
3,4号炉 対応	運転員	1,2u	4 (2ユニット燃料装荷)	—	
		3,4u 応援	2 (1ユニット燃料装荷)	—	
			0 (燃料装荷なし)	—	
		3,4u	12 (2ユニット燃料装荷)	12	12
			10 (1ユニット燃料装荷)	10	10
		8 (燃料装荷なし)	8	8	
	緊急時対策本部要員	6	6	6	
緊急安全対策要員		36 (2ユニット燃料装荷)	40	40	
		33 (1ユニット燃料装荷)	35	35	
		30 (燃料装荷なし)	30	30	
	召集要員	10	10	10	

※1：添付3においては、対応ユニットを明確化するため、1,2号炉の対応要員の人数の記載方法を変更する。(設置変更許可申請書同様の記載)

A. 保安規定変更案

【第1編】第13条 運転員等の確保および【第2編】第152条 運転員の確保

5

本申請にて変更

変更前	変更後 (ステップ1)	変更後 (ステップ2)																																																
<p>(運転員等の確保) 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者という。(中略) 3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-3-3に定める人数の者を主幹運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。 4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3-3に定める人数を常時確保する。(中略) 表13-3-3</p> <table border="1" data-bbox="486 1489 726 2116"> <thead> <tr> <th>要員名</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※1</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1</td> <td>6名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3</td> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1名以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	3号炉および4号炉の運転モード	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※1	3名以上	常駐	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1	6名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1	3名以上	召集	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2	3名以上		1名以上	—	<p>(運転員等の確保) 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者という。(中略) 3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-3-2に定める人数の者を主幹運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。 4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3-3に定める人数を常時確保する。(中略) 表13-3-3</p> <table border="1" data-bbox="486 828 726 1444"> <thead> <tr> <th>要員名</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>4名以上</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3</td> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td>1名以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	3号炉および4号炉の運転モード	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	4名以上	常駐	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	3名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2	3名以上	召集	1名以上	—	<p>(運転員等の確保) 第13条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者という。(中略) 3. 当直課長は、第2項で定める者のうち、表13-2に定める人数の者を主幹運転員以上の者の中から常時中央制御室に確保する。 4. 各課(室)長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表13-3-3に定める人数を常時確保する。(中略) 表13-3-3</p> <table border="1" data-bbox="486 145 726 772"> <thead> <tr> <th>要員名</th> <th>緊急時対策本部要員</th> <th>緊急安全対策要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>4名以上</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>6名以上</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3</td> <td>原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>召集</td> <td>1名以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員	3号炉および4号炉の運転モード	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	4名以上	常駐	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	6名以上	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2	3名以上	召集	1名以上	—
要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																																																
3号炉および4号炉の運転モード	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※1	3名以上																																																
常駐	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1	6名以上																																																
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※1	3名以上																																																
召集	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2	3名以上																																																
	1名以上	—																																																
要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																																																
3号炉および4号炉の運転モード	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	4名以上																																																
常駐	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	3名以上																																																
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2	3名以上																																																
召集	1名以上	—																																																
要員名	緊急時対策本部要員	緊急安全対策要員																																																
3号炉および4号炉の運転モード	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	4名以上																																																
常駐	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	6名以上																																																
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3	原子炉1基以上がモード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2	3名以上																																																
召集	1名以上	—																																																
<p>(運転員の確保) 第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者という。 2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり表152-2に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表152-2に定める人数のうち、1名は当直課長とする。 3. 当直課長は、照射済燃料移動中においては、第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1117 1657 1372 2116"> <thead> <tr> <th>中央制御室名</th> <th>A 中央制御室※1 (1号炉および2号炉)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉および4号炉の運転モード</td> <td>10名以上※3※4</td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>8名以上※3※5</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2</td> <td>6名以上※3</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。 ※2. 照射済燃料移動中も含む。 ※3. 当直課長を含む。 ※4. 内4名が3号炉および4号炉現場作業応援。 ※5. 内2名が3号炉または4号炉現場作業応援。</p>	中央制御室名	A 中央制御室※1 (1号炉および2号炉)	3号炉および4号炉の運転モード	10名以上※3※4	原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	8名以上※3※5	原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	6名以上※3	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3		<p>(運転員の確保) 第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者という。 2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり6名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、6名以上のうち、1名は当直課長とする。</p>	<p>(運転員の確保) 第152条 発電室長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者という。 2. 発電室長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直あたり4名以上をそろえ、5直以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、4名以上のうち、1名は当直課長とする。</p>																																						
中央制御室名	A 中央制御室※1 (1号炉および2号炉)																																																	
3号炉および4号炉の運転モード	10名以上※3※4																																																	
原子炉2基がともにモード1、2、3、4、5および6の場合※2	8名以上※3※5																																																	
原子炉1基がモード1、2、3、4、5および6の場合※2	6名以上※3																																																	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合※2※3																																																		

A, B. 重大事故等対策に係る体制変更（緊急時対策所機能移行・想定時間変更）

6

○緊急時対策所機能移行に伴い、要員のスタート位置および緊急時対策所設備に係る対応手順等が変更になるため、保安規定添付3表-20の要員数、想定時間他を変更する。

緊急時対策所からの要員移動経路（大容量ポンプ準備の例）



○操作の確実性を高めるため、送水車を用いた手順については、移動時間の追加に加え、作業時間の追加を行う。保安規定添付3表-20の想定時間を変更する手順は以下のとおり。

- ・ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水
- ・ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレー
- ・ 海水から使用済燃料ピットへの注水
- ・ 送水車による使用済燃料ピットへのスプレー
- ・ 送水車およびスプレーヘッドによる大気への拡散抑制
- ・ 海水を用いた復水ピットへの補給

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

A, B. 保安規定変更案(添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)

7

表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (No.11,12の例)

変更前				変更後					
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水※1	緊急安全対策要員	5	2.7時間	1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水※1	緊急安全対策要員	5	3.4時間
	送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	7	2時間		送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	7	2.9時間
1 2	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水	No. 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による 大気への拡散抑制と同様)	4	2時間	1 2	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)への放水	No. 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による 大気への拡散抑制と同様)	4	2時間
	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1	緊急安全対策要員				4	2時間		
	大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間		大容量ポンプ(放水砲用)および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.7時間
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4時間		シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	4.2時間
1 2	送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2時間	1 2	送水車およびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	7	2.9時間
	大容量ポンプ(放水砲用)、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		大容量ポンプ(放水砲用)、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.7時間

A, B . 保安規定変更案(添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)

8

表 - 20 重大事故等対策における操作の成立性 (No.18の例)

変更前

操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
18	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	運転員等	2	60分
		緊急安全対策要員	2	
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	4	70分
		緊急時対策所内可搬型エリアモニターおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニター設置手順	2	
	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	4	4分
		緊急時対策本部要員	4	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	4	2分
		緊急時対策本部要員	4	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策本部要員	1	2分
		緊急安全対策要員	2	
	電源車 (緊急時対策所用) 準備手順	緊急時対策本部要員	1	30分
		緊急安全対策要員	2	
	電源車 (緊急時対策所用) の切替手順	緊急時対策本部要員	1	10分
緊急安全対策要員		1		
電源車 (緊急時対策所用) 燃料タンクへの燃料給油手順	緊急安全対策要員	3	2.1時間	
	緊急安全対策要員	1		
19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—

変更後

操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
18	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員	1	34分
		緊急安全対策要員	1	
	空気供給装置による空気供給準備手順	緊急安全対策要員	2	47分
		緊急時対策本部要員	2	
	空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策本部要員	2	2分
		緊急時対策本部要員	2	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策本部要員	1	4分
		緊急安全対策要員	2	
	電源車 (緊急時対策所用) 準備手順	緊急時対策本部要員	1	5分
		緊急安全対策要員	1	
	電源車 (緊急時対策所用) の切替手順	緊急時対策本部要員	1	6分
		緊急安全対策要員	3	
	19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—

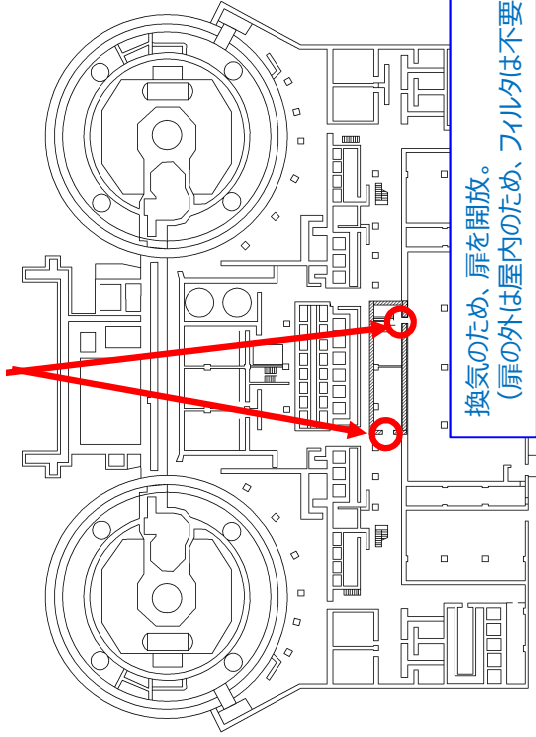
C. 火山影響等発生時の対応の変更

「緊急時対策所の居住性確保に関する対策」の変更

- ・現緊急時対策所は1, 2号炉原子炉補助建屋内に設置されているため、扉開放により居住性を確保している。新緊急時対策所は屋外に設置されているため、扉開放および仮設フィルタの設置(2箇所)により居住性を確保する。

現在

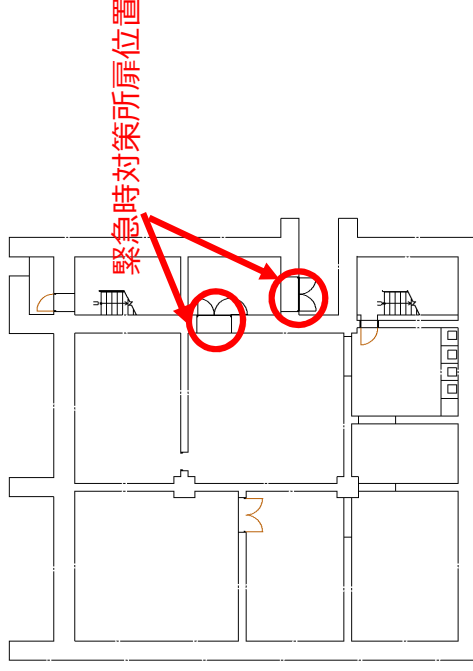
緊急時対策所扉位置



換気のため、扉を開放。
(扉の外は屋内のため、フィルタは不要)



変更後



換気のため、扉を開放。
(扉の外は屋外であるため、仮設フィルタを設置し火山灰流入を防ぐ)

変更前

- 添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)
- 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時
3. 4 手順書の整備
- (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)
- h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策
火山影響等発生時において、緊急時対策所指揮所扉を開放することにより緊急時対策所指揮所の居住性を確保する。
- (a) 緊急時対策所の居住性確保
各課(室)長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付ける。仮設フィルタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の監視を行う。

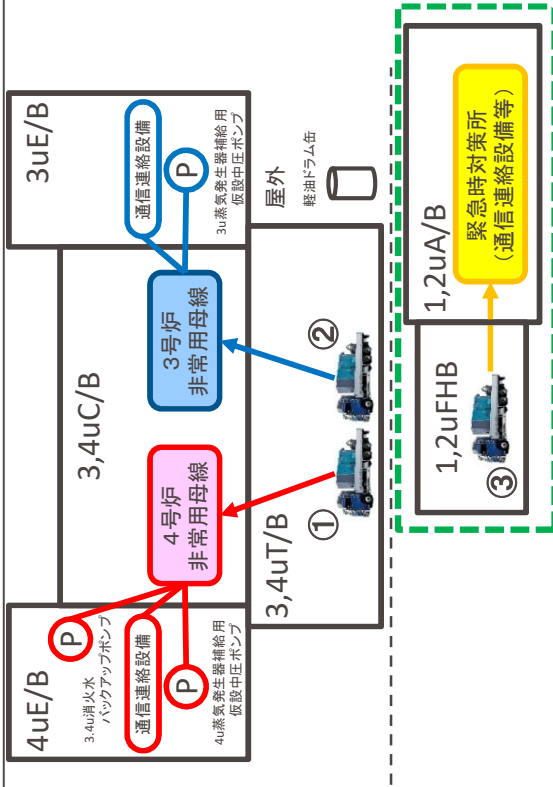
変更後

- 添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)
- 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時
3. 4 手順書の整備
- (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。(中略)
- h. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策
火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。
- (a) 緊急時対策所の居住性確保
各課(室)長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付ける。仮設フィルタ取り付け後は、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の監視を行う。

C. 火山影響等発生時の対応の変更

「通信連絡設備に関する対策」の変更

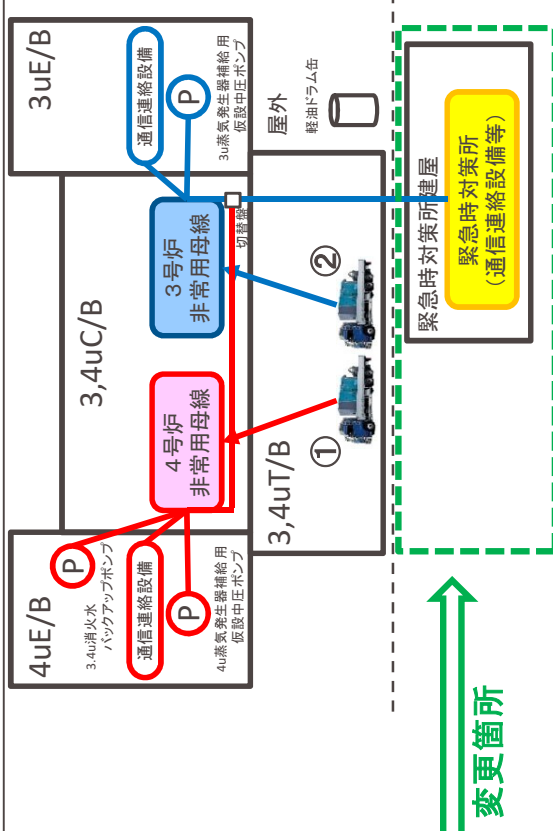
・現緊急時対策所は1, 2号炉原子炉補助建屋内に設置されているため、通信連絡設備への電源供給用に電源車(緊急時対策所用)(DB)を用意している。
 ・新緊急時対策所は3(4)号炉非常用母線から電源供給可能であるため、不要となった電源車(緊急時対策所用)(DB)に係る記載を削除する。



変更前

添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準
 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)
 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時
 3. 4 手順書の整備
 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時に
 おける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下
 の活動を実施することを社内標準に定める。
 (中略)

- i. 通信連絡設備に関する対策
 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車および1号および2号炉燃料取扱建屋内に配置した電源車(緊急時対策所用)(DB)から給電する。
 (a) 電源車および電源車(緊急時対策所用)(DB)の準備作業
 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号および4号炉タービン建屋内へ、および電源車(緊急時対策所用)(DB)を降下火砕物の影響を受けることのない1号および2号炉燃料取扱建屋内へそれぞれ移動し準備作業を行う。



変更後

添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準
 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)
 3 火山影響等、降雪、地滑り発生時
 3. 4 手順書の整備
 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等、降雪および地滑り発生時に
 おける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下
 の活動を実施することを社内標準に定める。
 (中略)

- i. 通信連絡設備に関する対策
 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号および4号炉タービン建屋内に配置した電源車から給電する。
 (a) 電源車の準備作業
 各課(室)長は、電源車を降下火砕物の影響を受けることのない3号および4号炉タービン建屋内へ移動し準備作業を行う。

D. 緊急時対策所に関連する設備の名称、LCO台数等に係る変更(1/4)

緊急時対策所の機能移行に伴い、可搬式モニタリングポストが緊急時対策所に係る設備でなくなるため、LCO台数を変更する。また、一部監視測定設備が建屋内保管となるため、竜巻予備をLCO台数から除外する。

表 監視測定設備に係る設備のLCO等変更理由

設備	変更前後における差異理由
可搬式モニタリングポスト	緊急時対策所移設に伴う設置台数変更 (緊急時機能として要求なくなる) (予備のLCO除外)
電離箱サーベイメータ	緊急時対策所移設に伴う設置台数変更(予備のLCO除外)
可搬式ダストサンプラ	同上
汚染サーベイメータ	同上
NaIシンチレーションサーベイメータ	同上
ZnSシンチレーションサーベイメータ	同上
β線サーベイメータ	同上
小型船舶	同上

変更前		変更後	
機能	設備	機能	設備
放射線物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	放射線物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト
	電離箱サーベイメータ		電離箱サーベイメータ
可搬式ダストサンプラ 汚染サーベイメータ NaIシンチレーションサーベイメータ ZnSシンチレーションサーベイメータ β線サーベイメータ 小型船舶	可搬式ダストサンプラ	可搬式ダストサンプラ 汚染サーベイメータ NaIシンチレーションサーベイメータ ZnSシンチレーションサーベイメータ β線サーベイメータ 小型船舶	可搬式ダストサンプラ
	汚染サーベイメータ		汚染サーベイメータ
	NaIシンチレーションサーベイメータ		NaIシンチレーションサーベイメータ
	ZnSシンチレーションサーベイメータ		ZnSシンチレーションサーベイメータ
	β線サーベイメータ		β線サーベイメータ
	小型船舶		小型船舶
	可搬式ダストサンプラ		可搬式ダストサンプラ
	汚染サーベイメータ		汚染サーベイメータ
	NaIシンチレーションサーベイメータ		NaIシンチレーションサーベイメータ
	ZnSシンチレーションサーベイメータ		ZnSシンチレーションサーベイメータ
所要数 ^{※1}	所要数 ^{※3}	所要数 ^{※1}	所要数 ^{※1}
3個 ^{※4}	17個 ^{※3}	2個	10個
3個 ^{※4}		2個	
3個 ^{※4}		2個	
2個 ^{※4}		1個	
2個 ^{※4}		1個	
2台 ^{※4}		1台	

※1：3号炉および4号炉の合計所要数。
 ※2：設備毎に個別の条件が適用される。
 ※3：予備6個を含む。
 ※4：予備1個を含む。
 ※5：代替品の補充等

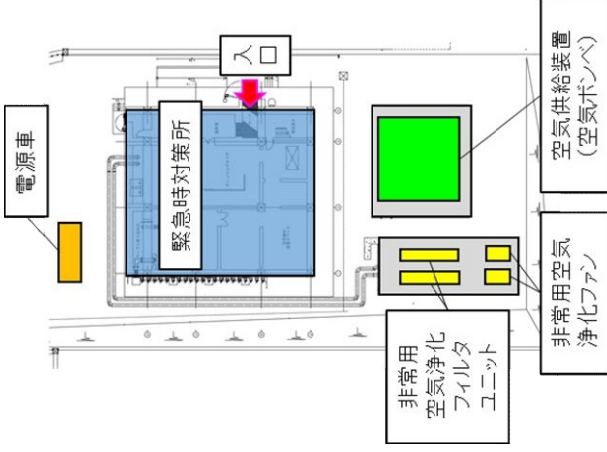
※1：3号炉および4号炉の合計所要数。
 ※2：設備毎に個別の条件が適用される。
 ※3：代替品の補充等

D. 緊急時対策所に係る変更(2/4)

緊急時対策所の機能移行に伴い、緊急時対策所の居住性の確保に係る設備のLCO台数などを変更する。

表 居住性の確保に係る設備のLCO等変更理由

設備	変更前後における差異理由
緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	指揮所、待機場所一体化による台数の変更 名称の変更
空気供給装置	建屋容積の変更に伴う必要本数の変更
酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	指揮所、待機場所一体化による個数の変更
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	指揮所、待機場所一体化による個数の変更
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	(保安規定変更なし)
可搬式モニタリングポスト	緊急時対策所外可搬型エリアモニタにより プルーフ検知をするため不要



新緊急時対策所周辺概要図

現 状

90-19-2 居住性の確保

(1) 運転上の制限

項 目	運転上の制限	
	設 備	所要数
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること	2台 ^{※2}
	(2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること	2基 ^{※2}
	(3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること	600本 ^{※2}
	(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ、緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび可搬式モニタリングポストの所要数が動作可能であること	2個 ^{※2} 2個 ^{※2} 1個 ^{※2}
適用モード	緊急時対策所可搬型空気浄化ファン 緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 可搬式モニタリングポスト	※3

※1：1系統とは、緊急時対策所可搬型空気浄化ファン2台および緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット2基。
 ※2：緊急時対策所（指揮所および待機場所）あたりの合計所要数。
 ※3：「90-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。

変 更 案

90-19-2 居住性の確保

(1) 運転上の制限

項 目	運転上の制限	
	設 備	所要数
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること	1台 ^{※2}
	(2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること	1基 ^{※2}
	(3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること	720本 ^{※2}
	(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること	1個 ^{※2} 1個 ^{※2} 1個 ^{※2}
適用モード	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	1個 ^{※2}

※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基。
 ※2：緊急時対策所あたりの合計所要数。

D. 緊急時対策所に関連する設備の名称、LCO台数等に係る変更(3/4)

緊急時対策所の機能移行に伴い、通信連絡を行うために必要な設備のLCO台数などを変更する。

表 通信連絡を行うために必要な設備のLCO等変更理由

設備	変更前後における差異理由
衛星電話(固定)	(保安規定変更なし)
衛星電話(携帯)	
衛星電話(可搬)	
トランシーバー	(保安規定変更なし)
携行型通話装置	緊急時対策所移設に伴う台数変更(指揮所、待機場所一体化による台数変更)
インターフォン	指所及び待機場所間の連絡用であり不要(削除)
安全パラメータ表示システム(SPDS)	(保安規定変更なし)
安全パラメータ伝送システム	(保安規定変更なし)
SPDS表示装置	原子炉設置者所掌外の設備の故障等によるLCO逸脱時のAOT除外規定への追加
緊急時衛星通報システム	緊急時対策所移設に伴う台数変更(運用性の向上による台数変更)
統合原子力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備	(保安規定変更なし)
TV会議システム	
IP電話	
IP-FAX	

変更前		変更後													
機能	設備	機能	設備												
通信連絡設備	衛星電話(固定) 衛星電話(携帯) 衛星電話(可搬) トランシーバー 携行型通話装置 インターフォン 安全パラメータ表示システム(SPDS) 安全パラメータ伝送システム SPDS表示装置 緊急時衛星通報システム 統合原子力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備 IP電話	通信連絡設備	衛星電話(固定) 衛星電話(携帯) 衛星電話(可搬) トランシーバー 携行型通話装置 安全パラメータ表示システム(SPDS) 安全パラメータ伝送システム SPDS表示装置 緊急時衛星通報システム 統合原子力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備 IP電話												
	所要数・系統数※1 6台 9台 1台 2.9台 2.4台 4台 1系列※2 1系列※2 2台 1台 1系列※2		所要数・系統数※1 6台 9台 1台 2.9台 2.2台 1系列※2 1系列※2 2台 2台 1系列※2												
第90条90-20-1 通信連絡															
<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>C. 動作可能なSPDS表示装置※6が所定数を満足していない場合</td> <td>C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。また、計装保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> </table>		条件	措置	完了時間	C. 動作可能なSPDS表示装置※6が所定数を満足していない場合	C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。また、計装保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	<table border="1"> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>C. 動作可能なSPDS表示装置※6が所定数を満足していない場合</td> <td>C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。また、計装保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日</td> </tr> </table>		条件	措置	完了時間	C. 動作可能なSPDS表示装置※6が所定数を満足していない場合	C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。また、計装保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
条件	措置	完了時間													
C. 動作可能なSPDS表示装置※6が所定数を満足していない場合	C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。また、計装保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日													
条件	措置	完了時間													
C. 動作可能なSPDS表示装置※6が所定数を満足していない場合	C1. 計装保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。また、計装保修課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日													

第90条 90-20-1 通信連絡(注記)

※6: 衛星電話(固定、携帯、可搬)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される完了時間を除外する。

※6: 衛星電話(固定、携帯、可搬)、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム、SPDS表示装置、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防炎ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備(通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備)の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。

変更前

変更後

緊急時対策所の機能移行に伴い、緊急時対策所に関する運用が変更となるため、保安規定添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準)に記載の手順等を変更する。

添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準
(例) 表-18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(抜粋)

変更前

表-18

操作手順

18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

(中略)

1. 緊急時対策所の立上げの手順
緊急安全対策委員、運転員および緊急時対策本部委員は、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。

(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順

発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所指揮所および緊急時対策所待機場所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。

a. 手順着手の判断基準
緊急時対策所換気設備を運転している場合

2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順

発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、1号炉および2号炉の原子炉補助建屋内でかつ、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。可搬型モニタリングポストのうち、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。

(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順
緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、1号炉および2号炉の原子炉補助建屋内でかつ、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。

a. 手順着手の判断基準
原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合

(2) その他の手順項目にて考慮する手順

3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストを設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。

(以下略)

変更後

表-18

操作手順

18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

(中略)

1. 緊急時対策所の立上げの手順
緊急安全対策委員および緊急時対策本部委員は、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。

(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順

発電所対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。

a. 手順着手の判断基準
緊急時対策所換気設備を運転している場合(「緊急時対策所換気設備」は、「緊急時対策所可搬型空気浄化装置および空気浄化装置」をいう。)

2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順

発電所対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。

(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順
緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。

a. 手順着手の判断基準
原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合

(以下略)

緊急時対策所内SPDS表示装置の通信手段の変更について

参考

現緊急時対策所のSPDS表示装置は無線系回線を採用していたが、建屋間の地形を考慮し、新緊急時対策所では衛星系回線を採用している。

